

国立大学法人千葉大学役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人千葉大学役員給与規程により、役員に支給される給与のうち、期末特別手当については、業績評価等の結果を勘案し、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	期末特別手当の支給割合の改定 (6月期: 1.45月 → 1.40月、12月期: 1.50月 → 1.55月)
理事	期末特別手当の支給割合の改定 (6月期: 1.45月 → 1.40月、12月期: 1.50月 → 1.55月)
理事(非常勤)	特になし
監事	期末特別手当の支給割合の改定 (6月期: 1.45月 → 1.40月、12月期: 1.50月 → 1.55月)
監事(非常勤)	特になし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 20,287	千円 13,620	千円 5,256	千円 1,362 (地域手当) 49 (通勤手当)			
A理事	千円 13,133	千円 8,688	千円 3,353	千円 868 (地域手当) 223 (通勤手当)			◇
B理事	千円 14,991	千円 10,056	千円 3,881	千円 1,005 (地域手当) 49 (通勤手当)			
C理事	千円 13,969	千円 9,360	千円 3,612	千円 936 (地域手当) 60 (通勤手当)	4月1日		

D理事	千円 14,991	千円 10,056	千円 3,881	千円 1,005 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		
E理事	千円 15,121	千円 10,056	千円 3,881	千円 1,005 (地域手当) 178 (通勤手当)			
F理事 (非常勤)	千円 3,000	千円 3,000	千円 0	千円 0 (地域手当) 0 (通勤手当)			
A監事	千円 13,262	千円 8,688	千円 3,353	千円 868 (地域手当) 352 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円 0	千円 0 (地域手当) 0 (通勤手当)			※

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長					該当なし	
理事					該当なし	
監事					該当なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、計画的な人員配置を適切に行う。
また、国に準拠した給与体系を基本的に維持し、適正な人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員に適用される給与法に準拠した給与体系を基本とし、学内規程等を整備し、適切な人件費管理に努める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格及び勤勉手当における成績率の判定については、職員の勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇格・降格	昇格：勤務成績が良好で基準に達している職員を上位の職務の級に決定 降格：勤務成績が好ましくなく降任させた職員を下位の職務の級に決定
昇給	勤務成績に応じ、昇給区分(5段階 AからE)を判定し、8から0号俸上位に決定
賞与：勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じ、支給割合(成績率)を決定

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- *期末手当の支給割合の改定
(6月期：1.25月 → 1.225月、12月期：1.35月 → 1.375月)
- *勤勉手当の支給割合の改定
(6月期：0.7月 → 0.675月、12月期：0.65月 → 0.675月)
- *給与構造改革で生じた原資を用いた昇給抑制の回復措置
平成23年4月1日において1号俸上位に調整：43歳未満かつ昇給抑制を受けた者
- *附属特別支援学校教諭等の俸給の調整額の改定(教頭：2 → 0、教諭等：2 → 1.5)
- *附属学校教諭等の義務教育等教員特別手当の改定
(支給限度額：11,700円 → 8,000円)

2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	2,328	43.2	6,977	5,225	101	1,752
事務・技術	515	42.1	5,665	4,287	128	1,378
教育職種 (大学教員)	1,066	49.1	8,962	6,660	115	2,302
医療職種 (病院医師)	なし	—	—	—	—	—
医療職種 (病院看護師)	531	33.4	4,679	3,547	42	1,132
技能・労務職種	5	56.1	5,279	4,000	175	1,279
教育職種 (附属高校教員)	18	38.6	7,041	5,336	79	1,705
教育職種 (附属義務教育学校教員)	57	41.3	7,015	5,299	105	1,716
医療職種 (病院医療技術職員)	136	39.9	5,394	4,080	111	1,314
在外職員	なし	—	—	—	—	—
任期付職員	なし	—	—	—	—	—
再任用職員	なし	—	—	—	—	—
非常勤職員	145	38.6	3,222	2,646	134	576
事務・技術	87	40.7	3,060	2,365	161	695
教育職種 (大学教員)	2	—	—	—	—	—
医療職種 (病院医師)	35	31.5	2,903	2,903	79	0
医療職種 (病院看護師)	12	47.1	4,603	3,526	104	1,077
技能・労務職種	1	—	—	—	—	—
医療職種 (病院医療技術職員)	8	33.6	3,788	2,921	110	867

注1)常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2)非常勤職員の教育職種(大学教員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

また、非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

[年俸制適用職員]

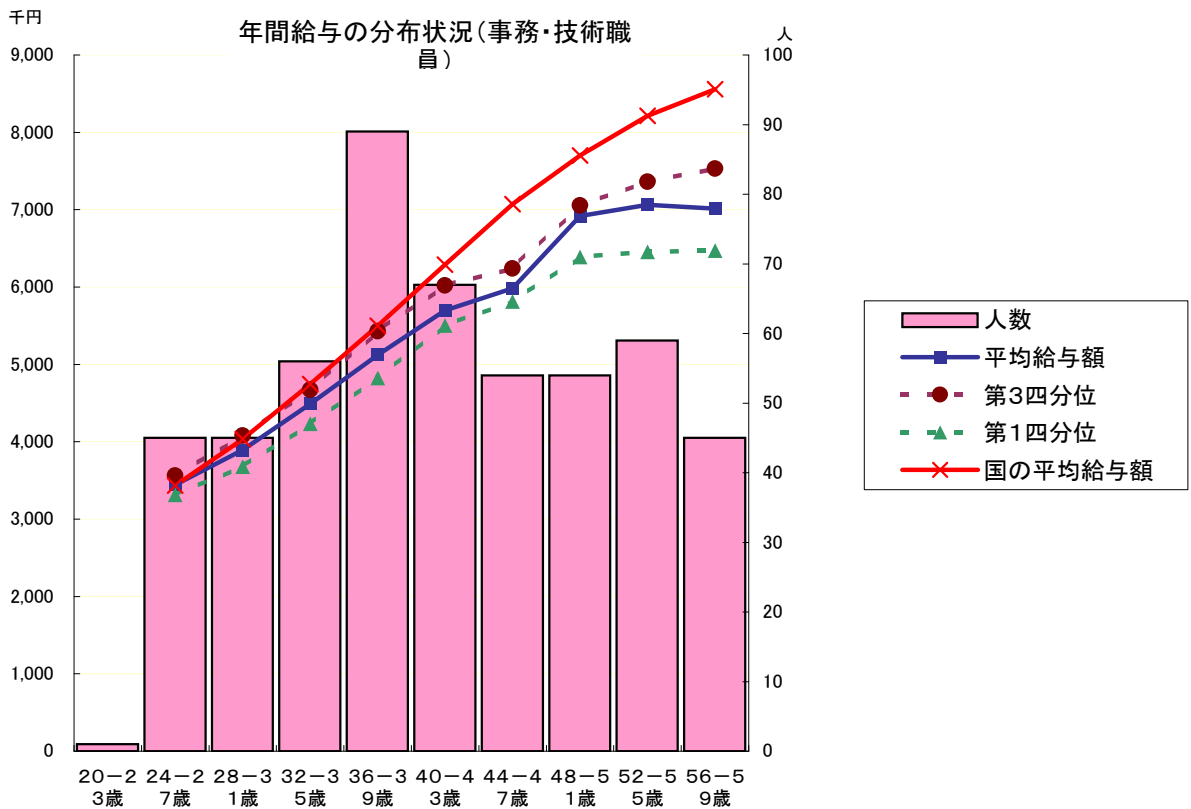
区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 80	歳 39.2	千円 6,336	千円 6,336	千円 107	千円 0
事務・技術 (年俸制適用職員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (年俸制適用職員)	人 78	歳 39.3	千円 6,377	千円 6,377	千円 109	千円 0

注1)常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

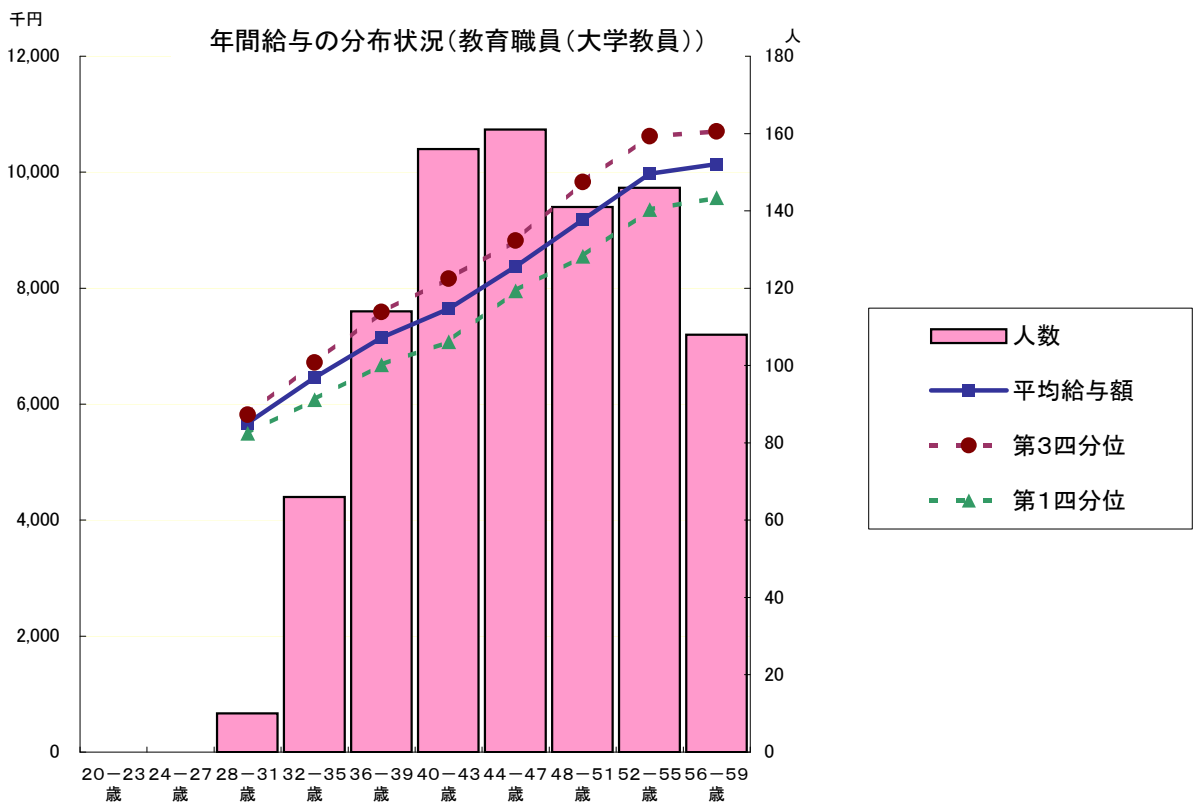
注2)在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員については、該当者がいないため省略した。

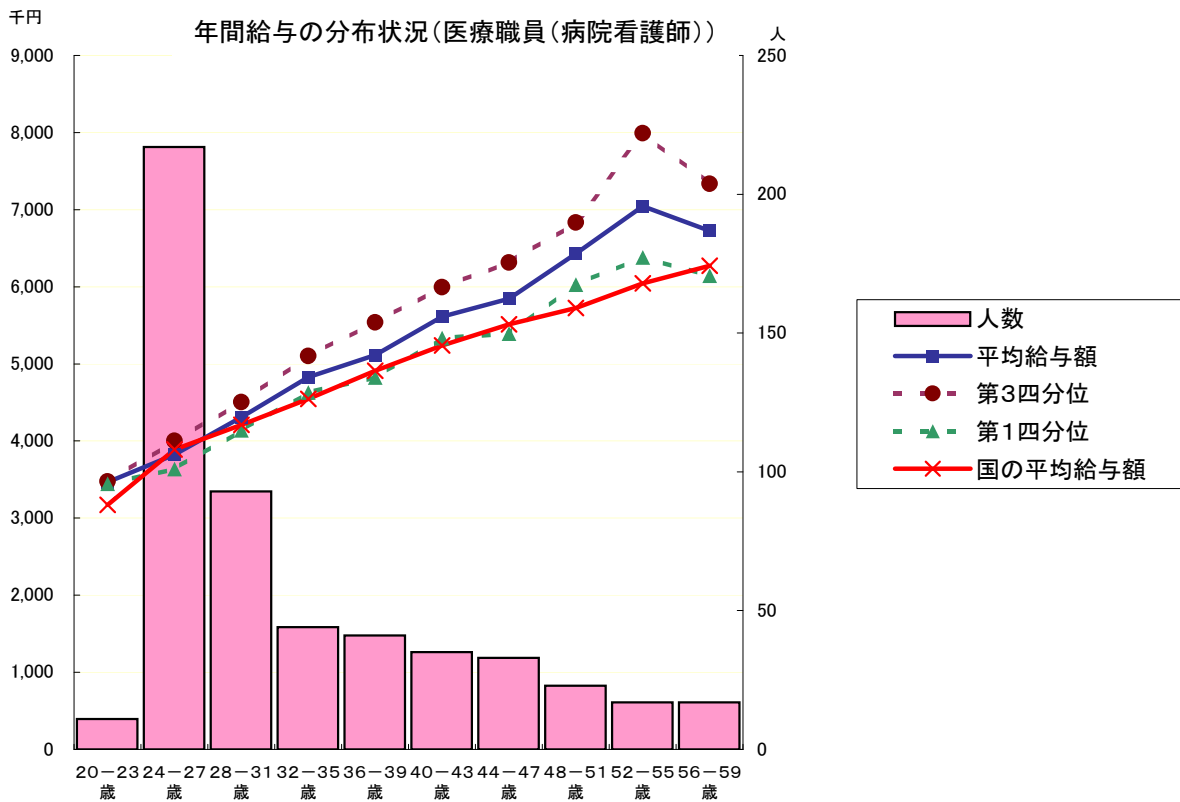
注3)常勤職員の事務・技術(年俸制適用職員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注)年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。





(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	6	54.7	8,335	9,561	10,638		
課長	28	54.0	7,791	8,113	8,461		
課長補佐	54	52.7	6,726	6,910	7,137		
係長	161	46.6	5,820	6,128	6,401		
主任	119	40.0	4,667	5,189	5,636		
係員	147	32.0	3,552	4,013	4,480		

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	441	56.2	9,833	10,434	10,956		
准教授	309	46.0	7,989	8,396	8,807		
講師	78	47.0	7,724	8,099	8,548		
助教	232	40.3	6,340	6,744	7,148		
助手	6	51.0	6,320	6,510	6,655		

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
看護部長	1		—		—
副看護部長	5	52.9	7,992	7,980	8,075
看護師長	36	49.3	6,436	6,719	7,033
副看護師長	76	40.8	5,148	5,632	6,089
看護師	411	30.2	3,713	4,213	4,486
准看護師	2		—		—

注1)「看護師」には、「助産師」を含む

注2)看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については表示していない。

また准看護師の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)
／医療職員(病院看護師))

○事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長(専門職員) 主任	副課長(副事務長) 専門員	課長 事務長
人員 (割合)	515 人	46 人 (8.9%)	106 人 (20.6%)	249 人 (48.3%)	74 人 (14.4%)	28 人 (5.4%)
年齢(最高～ 最低)		34～23 歳	57～27 歳	59～34 歳	59～47 歳	59～42 歳
所定内給与と年 額(最高～最低)		2,879～2,075 千円	3,961～2,576 千円	5,390～2,914 千円	5,583～4,473 千円	6,490～5,062 千円
年間給与額(最 高～最低)		3,739～2,757 千円	5,243～3,421 千円	7,186～3,884 千円	7,533～6,019 千円	8,481～6,909 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長 事務長	部長	部長	局長	局長
人員 (割合)		8 人 (1.6%)	4 人 (0.8%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～ 最低)		59～47 歳	56～49 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給与と年 額(最高～最低)		7,176～5,931 千円	7,905～7,373 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与額(最 高～最低)		9,437～7,860 千円	10,649～9,880 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円

○教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	1,066 人	該当なし (%)	238 人 (22.3%)	78 人 (7.3%)	309 人 (29.0%)	441 人 (41.4%)
年齢(最高～ 最低)		～ 歳	64～30 歳	64～34 歳	64～33 歳	64～43 歳
所定内給与と年 額(最高～最低)		～ 千円	6,068～3,775 千円	6,838～4,416 千円	7,615～5,014 千円	11,141～6,124 千円
年間給与額(最 高～最低)		～ 千円	7,791～5,047 千円	9,027～6,018 千円	10,111～6,670 千円	14,314～8,409 千円

○医療職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長
人員 (割合)	531人	2人 (0.4%)	410人 (77.2%)	77人 (14.5%)	36人 (6.8%)	5人 (0.9%)
年齢(最高～最低)			59～23歳	58～30歳	59～38歳	55～48歳
所定内給与と年額(最高～最低)			5,136～2,608千円	5,471～3,370千円	5,543～4,131千円	6,107～5,885千円
年間給与額(最高～最低)			6,741～3,446千円	7,301～4,567千円	7,652～5,594千円	8,075～7,727千円

区分	計	6級	7級
標準的な職位		看護部長	看護部長
人員 (割合)		該当なし (0.0%)	1人 (0.2%)
年齢(最高～最低)		～	～
所定内給与と年額(最高～最低)		～	～
年間給与額(最高～最低)		～	～

注)1級の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。
また、7級の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

○事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.1%	66.1%	64.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.9%	33.9%	35.3%
	最高～最低	48.1～32.7%	44.7～29.6%	44.7～31.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.9%	67.4%	66.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.1%	32.6%	33.8%
	最高～最低	40.5～32.0%	37.8～29.4%	38.3～30.7%

○教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.9	65.9	64.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.1	34.1	35.5
	最高～最低	48.3～33.1	45.2～30.7	45.2～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.0	67.5	66.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.0	32.5	33.7
	最高～最低	48.6～30.4	41.8～29.8	45.2～30.4

○医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.3	63.2	62.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.7	36.8	37.7
	最高～最低	45.2～34.5	45.2～31.9	45.2～34.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4	66.9	65.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6	33.1	34.3
	最高～最低	40.5～32.0	37.8～28.2	37.7～30.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

89.6
102.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

102.2

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))
対他の国立大学法人等

103.5
104.0

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	89.6	
	参考	地域勘案	92.3
		学歴勘案	89.7
		地域・学歴勘案	92.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.1% (国からの財政支出額 23,034百万円、支出予算の総額 62,060百万円：平成23年度予算) 【検証結果】 千葉大学においては国からの財政支出が100億円を超えているところであるが、累積欠損額はなく、国家公務員と本学を比較して、給与水準は適切に運用されているものとする。		
講ずる措置	本学の現給与水準は適切であると考えられる。今後についても適正な人事配置に基づく人件費抑制に務める。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	103.5	
	参考	地域勘案	97.2
		学歴勘案	101.2
		地域・学歴勘案	97.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	平成23年国家公務員給与等実態調査によると以下になっていること、かつ安定した人員確保に努めてきたことで、離職率の抑制が図れたことが要因である。 *国における採用人員の供給先は短大若しくは看護高校からであるのに対し、本学では、近年4年制大学若しくは大学院修了者の高学歴化が進んでいること。 *本学の地域手当(4級地:10%)に対して、国は、概ね7割の者が5級地(6%)以下の適用であり、そのうち5割強が非支給地であること。 【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.1% (国からの財政支出額 23,034百万円、支出予算の総額 62,060百万円：平成23年度予算) 【検証結果】 千葉大学においては国からの財政支出が100億円を超えているところであるが、累積欠損額はなく、国家公務員と本学を比較して、給与水準は適切に運用されているものとする。		
講ずる措置	対国家公務員の水準を若干上回ることであるが、今後についても「医療の高度化」、「医療の専門化」に適切に対応していくため、財政状況を考慮した上で、適切な水準の維持に務める。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 99.5

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔 なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。 〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度) からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	18,278,555	18,378,721	△ 100,166	△ 0.5	△ 100,166	△ 0.5
退職手当支給額 (B)	1,931,181	1,722,481	208,700	12.1	208,700	12.1
非常勤役員等給与 (C)	7,280,318	6,482,785	797,533	12.3	797,533	12.3
福利厚生費 (D)	3,150,847	2,898,931	251,916	8.7	251,916	8.7
最広義人件費 (A+B+C+D)	30,640,901	29,482,918	1,157,983	3.9	1,157,983	3.9

注)「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。また、「非常勤役員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について、対前年度比の増減の要因を分析
 - 「給与、報酬等支給総額」が減額となったのは、国家公務員の改革を踏まえ、計画的な人員配置(人員削減)、再雇用職員の活用又は教員の退職者の後任補充の抑制に努めたこと等が主な要因である。
 - 「退職手当支給額」が増額となった要因は、定年退職となる教員(特に教授)が前年よりも10名程度多かったことによるものである。
 - 「非常勤役員等給与」、「福利厚生費」及び「最広義人件費」が増額となった要因は、外部資金等を活用した有期雇用職員及び非常勤職員の増員によるものである。
- 人件費削減の取組の状況
 - 中期目標
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
 - 中期計画
大学の業務運営及び人件費計画を踏まえた効率的な人員配置により、人員抑制を図る。
 - 人件費削減の取組の進捗状況
平成23年度においても、概ね5%以上の人件費削減率は達成している。
今後についても、中長期的な視野に立って柔軟かつ適正な人員配置を図り、適切な人件費管理に務める。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	20,061,757	19,236,280	19,076,431	18,924,708	18,670,926	18,378,721	18,278,555
人件費削減率 (%)		△ 4.1	△ 4.9	△ 5.7	△ 6.9	△ 8.4	△ 8.9
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.1	△ 5.6	△ 6.4	△ 5.2	△ 5.2	△ 5.5

「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

○国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年第2号)に基づく国家公務員の給与見直しに関連した給与減額措置について

役員及び職員について、一部調整中(平成24年6月29日現在)